

なごやかエンディングサポート事業に関する よくある質問

令和3年4月

Q1 パンフレットの「利用できる対象は？」の「明確な契約能力を有すること」とは？

A 本事業をお申し込みいただいた後、弁護士や学識経験者、福祉関係者等を委員とした「審査会」により判断させていただきます。

Q2 パンフレットの「利用できる対象は？」の「原則、直系卑属(子や孫など)がないこと」の「原則」とは？

A 例えば、障害のある子どもがいる場合等で子どもがいても葬儀の支援を期待できない場合に、状況によって判断させていただくことができるよう「原則」としております。

Q3 預託金の金額はどうやって決めるのですか？

A 希望する葬儀・納骨にかかる費用、最後の病院の支払い等の想定される死亡後の債務の支払いにかかる費用、残存家財処分にかかる費用等を積み上げ、利用希望者と相談して決めます。

Q4 簡素な葬儀を希望する場合も50万円以上の預託金が必要ですか？

A 希望する葬儀・納骨にかかる費用と最後の病院の支払い等の想定される死亡後の債務の支払いにかかる費用を積み上げて50万円を下回る場合でも、最低50万円の預託金を預けていただきます。結果的に余った場合は、余った金額を遺言執行者へ返還します。

Q5 預託金の分割納付は可能ですか？

A 一括納付でお願いします。

Q6 すでに葬儀社に葬儀費用を積み立てている場合は解約が必要ですか？

A 解約の必要はありません。利用希望者と相談の上、希望する葬儀・納骨にかかる費用と積立額との差額相当分を預託金として預託していただきます。(ただし、預託金の最低金額は50万円)

Q7 すでに公正証書遺言を作成している場合は？

A 改めて公正証書遺言を作成していただく必要はありません。ただし、遺言執行者を定めていない場合は、公正証書遺言の中で定めていただく必要があります。

Q8 公正証書遺言は必須ですか？自筆証書遺言ではだめですか？

A 本事業の契約締結までに公正証書遺言を定めていただく必要があります。

Q9 公正証書遺言の作成には費用がかかりますか？

A 公正証書遺言の作成費用は、手数料令という政令で定められており、その手数料は財産の状況によって異なります。詳細については、恐れ入りますが、公証役場までおたずねください。

Q10 遺言執行者になってくれる人がいない場合は？

A 公正証書遺言の作成のサポートも含めて遺言執行者をお願いできる弁護士を紹介することが可能です。(有料)

Q11 相談から契約締結まではどのくらいの期間がかかりますか？

A 利用希望者の状況にもよりますが、概ね2～3ヶ月、長くて6ヶ月を想定しています。

Q12 身元保証サービスとは違うのですか？

A 本事業は、利用希望者の身元保証人になるわけではありません。本事業のサービス内容はパンフレットの「サービス内容は？」に記載のとおりです。